

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則 (市民課) 2
- 亀岡市印鑑条例施行規則の一部改正 (市民課) 6
- つつじカード交付等に関する規則の一部改正 (市民課) 9

—— 告 示 ——

- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 13
- 南丹都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 13
- 南丹都市計画特別用途地区の変更に係る都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 13
- 南丹都市計画土地区画整理事業の変更に係る都市計画の図書の縦覧 (都市整備課) 14
- 南丹都市計画地区計画の決定に係る都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 14
- 南丹都市計画地区計画の決定に係る都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 14
- 南丹都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 15
- 公示送達 (税務課) 16
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 17
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 17

- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 17
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 18
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 18
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 18
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 19
- 公示送達 (高齢福祉課) 19
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 19
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 20
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 20
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 21
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 21
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 21
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 22
- 公示送達 (保険医療課) 22
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 22
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 23
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 23

—— 公 告 ——

- 南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 23
- 南丹都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 23
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 24
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 24

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市学校規模適正化検討会議規則の廃止 26

—— 告 示 ——

- 亀岡市新資料館構想策定委員会設置要綱の廃止 26

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 27

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 第60回亀岡市農業委員会総会の開催 27

規 則

亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則をここに公布する。

平成28年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、コンビニエンスストアに設置されているキオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）による証明書の交付サービス（以下「コンビニ交付サービス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (2) 利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する利用者証明用電子証明書をいう。
- (3) 利用者 住民基本台帳法（昭和42年法

律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを所持する者をいう。

(提供を受けることができるコンビニ交付サービス)

第3条 利用者は、キオスク端末で個人番号カードを用いて、かつ、利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力することにより、次の各号に掲げる証明書の交付の提供を受けることができる。

- (1) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
- (2) 印鑑登録証明書

(コンビニ交付サービスの提供を受けることができる者等)

第4条 前条に規定するコンビニ交付サービスの提供を受けることができる者は、利用者のみとする。ただし、次の各号に掲げる者はコンビニ交付サービスの提供を受けることができない。

- (1) 満15歳未満の者及び成年被後見人
- (2) その他市長が適当でないとする者

2 利用者は、前条に規定するコンビニ交付サービスの提供の変更を求めようとするときは、自らコンビニ交付サービスに係る変更申出書(別記様式)により市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項に規定する申出があったときは、利用者に対し次の各号のいずれかに該当する書類を提示することにより、当該利用者が本人であることを確認するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書等(本人の写真を貼付し、割印又は浮出しプレス等の契印若しくはラミネートされたもの)

(5) その他市長が認める証明書

4 第2項の規定にかかわらず、利用者が病気その他やむを得ない理由により自ら同項の規定による申出ができないときは、任意の代理人が当該申出をすることができる。この場合において、当該任意の代理人は、次に掲げる書類の提出又は提示をしなければならない。

- (1) 委任の旨を証する書類
- (2) 当該任意の代理人が本人であることを証するための前項各号に掲げるいずれかのもの

(コンビニ交付サービスの提供の中止)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対して第3条に規定するコンビニ交付サービスの全部又は一部を中止するものとする。

- (1) 個人番号カードの効力が失われたとき。
- (2) 利用者証明用電子証明書の効力が失われたとき。
- (3) 前条第2項又は第4項前段の規定による申出があったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(閲覧の禁止)

第6条 市長は、コンビニ交付サービスに関する書類は、閲覧に供してはならない。

(利用できる場所)

第7条 利用者が第3条に規定する証明書の交付を請求できる場所は、次の各号に掲げるコンビニ事業者等のうちキオスク端末が設置された店舗とする。

- (1) サークルKサンクス
- (2) セブン-イレブン・ジャパン
- (3) ファミリーマート
- (4) ローソン

(利用できる時間)

第8条 利用者が第3条に規定する証明書を請求できる時間は、午前6時30分から午後11時までとする。

(利用休止日)

第9条 キオスク端末の休止日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、市長が別に定める。

(亀岡市行政手続条例の適用除外)

第10条 この規則の規定に基づくコンビニ交付サービスの提供に関する処分については、亀岡市行政手続条例（平成8年亀岡市条例第25号）第2章及び第3章の規定は適用しない。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

コンビニ交付サービスに係る変更申出書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

私は、亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則第4条第2項又は同条第4項の規定に基づき、次のとおりコンビニ交付サービスの提供の変更を申し出ます。

本人	住所			
	フリガナ氏名	㊟		
	生年月日	年	月	日
	連絡先			

※提供されるコンビニ交付サービスごとに該当するものの□にチェックをつけてください。

住民票の写し	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要
住民票記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要
印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要

代理人による申出の場合は、次の代理人欄にも記入してください。

代理人	住所			
	氏名	㊟		本人との関係
	生年月日	年	月	日
	連絡先			
委任理由		病 気 ・ その他 ()		

※以下の欄には、記入しないでください。

受付	処理	確認	本人等の確認書類及び提出書類
			<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 旅券
登録日		年 月 日	

「揭示済」

亀岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

亀岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市印鑑条例施行規則（平成6年亀岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第16条」を「第15条」に改める。

第7条中「第15条」を「第14条」に改める。

別表を次のように改める。

文書の種類	様式
印鑑登録申請書・印鑑登録廃止申請書	別記第1号様式 (条例第4条関係) (条例第13条関係)
照会書、回答書及び代理権授与通知書	別記第2号様式 (条例第5条関係)
印鑑登録原票	別記第3号様式 (条例第7条関係)
印鑑登録証	別記第4号様式 (条例第8条関係)
登録者暗証番号変更申請の照会書、回答書及び代理権授与通知書	別記第5号様式 (条例第11条関係)
印鑑登録者識別カード	別記第6号様式 (条例第2条関係)
印鑑登録証再交付申請書	別記第7号様式 (条例第10条関係)
登録者暗証番号変更申請書	別記第8号様式 (条例第11条関係)
登録者暗証番号廃止申請書	別記第9号様式 (条例第12条関係)
印鑑登録の抹消通知書	別記第10号様式 (条例第14条関係)
印鑑登録証明書	別記第11号様式 (条例第15条関係)
印鑑登録証明書交付申請書	別記第12号様式 (条例第16条関係)

代理権授与通知書	別記第13号様式 (第4条関係)
印鑑登録申請者、暗証番号変更申請者、暗証番号廃止申請者の保証書	別記第14号様式 (第4条関係)

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式

印鑑登録申請書・印鑑廃止申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

印鑑登録 印鑑廃止

上記のことについて、次のとおり申請します。

窓口に 来られた方	住所	(電話)				
	フリガナ 氏名	@	性別	男・女	生年月日	年 月 日

どなたの登録・廃止が必要ですか？(廃止の場合は廃止理由等もご記入ください)

<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外(登録・廃止される方の住所・氏名をご記入ください)				
登録印鑑	登録印鑑	住所	亀岡市		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	氏名	性別	男・女	
		生年月日	年 月 日		

廃止理由	1	登録印鑑の亡失
	2	登録印鑑の変更
	3	登録証(カード)の亡失
	4	その他
登録証番号		
登録証の返納	年 月 日	

- ◆代理人の場合は、委任の旨を証する書面を添付してください。なお、即日交付はできません。
- ◆本人の場合でも即日交付できない場合があります。

<input type="checkbox"/> 本人確認	<input type="checkbox"/> 代理人確認(免、保、バ、個カ、年金、他() (No. _____))	確認	年 月 日
1 照会書	期限 年 月 日	印鑑番号	
2 免許証	パスポート・個人番号カード等 (No. _____)	登録証番号	
3 保証書	保、年金、他() (No. _____)	登録証受領者氏名	
4 その他	()	受領印	@

受	作	照	交
付	成	合	付

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式

[Blank box for stamp/signature]

年 月 日

京都市亀岡市長

さくらカードにかかる照会書

本日、あなたのさくらカード暗証番号変更の申請がありましたので照会します。あなたの申請に相違なければ、下記の回答書にあなたご自身が署名押印のうえ、[]までに、この書面及び申請時の印鑑と本人を確認できる書類を持って、市民課にお越しください。回答書と引き換えにさくらカードの暗証番号変更をします。

- [注意事項] (1) この回答書を持参することができないときは、下記の代理権授与通知書に必要事項を記入し、本人を確認できる書類とともに代理人に持参させてください。この場合、代理人の本人を確認できる書類と印鑑も必要になります。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は代理人になれません。(2) 回答書は必ず持参してください。郵送された場合は受け付けできません。(3) 期限内に回答がないときは、申請がなかったものとしますのでご注意ください。

さくらカードにかかる回答書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

さくらカード暗証番号変更の申請は、私の意思に基づく申請に相違ありません。

住所 _____

氏名 _____ 印

[注意事項] 回答書の押印は、必ず申請時の印鑑をお使いください。

代理権授与通知書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者の住所 _____

氏名 _____ 印

私は、下記の者を代理人として、さくらカードにかかる回答書の提出並びにさくらカードの暗証番号変更について、権限を委任しましたのでお届けします。

申請者の住所 _____

氏名 _____

※ 本人を確認できる書類の例：健康保険証・年金手帳・年金証書・免許証・個人番号カード 等

別記第7号様式中

「印鑑登録証 再交付申請書 印鑑登録者識別カード」

を

「印鑑登録証 再交付申請書」

に改める。

別記第14号様式中

「印鑑登録申請者 暗証番号変更申請者 の保証書 暗証番号登録申請者 暗証番号廃止申請者」

を

「印鑑登録申請者 暗証番号変更申請者 暗証番号廃止申請者 の保証書」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

「揭示済」

つつじカード交付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

つつじカード交付等に関する規則
の一部を改正する規則

つつじカード交付等に関する規則（平成5年亀岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条から第7条までを削り、第8条を第4条とする。

第9条中「別記第6号様式」を「別記第2号様式」に、「この場合においては、第6条（第2項ただし書を除く。）の規定を準用する」を「市長は、その申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない」に改め、同項の次に次の3項を加え、同条を第5条とする。

2 前項の確認は、当該申請者に対して照会書（別記第3号様式）を送付し、その回答書及び別表に掲げる書面のうち一つの書面を持参

させることによって行うものとする。

3 申請者が自ら申請をした場合において、次の各号のいずれかに該当し、市長が当該申請者を本人であると確認したときは、前項の手続を省略することができる。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付し、割印又は浮出しプレス等の契印若しくはラミネートされたもの

(2) 亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）の規定に基づき、既に本市で印鑑登録を受けている者により当該申請者が本人であることを保証した保証書（別記第4号様式）が提出されたとき。

4 市長は、第2項に規定する回答書が照会書の発送の日から起算して1月以内に持参されないとき、又は当該申請者が本人でないこと若しくは申請が本人の意思に基づくものでないことが明らかになったときは、第1項の申請を受理しないものとする。

第10条第1項中「別記第7号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第3項中「代理人により申請することができる。この場合においては、第5条第3項の規定を準用する」を「代理権授与通知書（委任状）（別記第6号様式）を添えて代理人により申請することができる。この場合において、満15歳未満の者及び成年被後見人は、代理人になることができない」に改め、同条第4項中「第6条」を「前条」に改め、同条を第6条とする。

第11条を第7条とする。

第12条中「第10条」を「第6条」に改め、同条を第8条とし、第13条から第15条までを4条ずつ繰り上げる。

別表中「第6条」を「第5条」に改める。

別記第2号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

つつじカード暗証番号変更申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

次のとおりつつじカードの暗証番号の変更を申請します。

本人	住所	亀岡市	性別	暗証番号			
	氏名		男・女	4ケタの数字を書いてください			
	生年月日	年 月 日					

申請の理由
該当する理由を○でかこんでください

1 暗証番号を忘れたため
2 暗証番号を第三者に知られたため
3 その他 ()

[注意事項]
※代理人による暗証番号の変更はできません。
※暗証番号の変更の際は、必ず「つつじカード」を添えて申請してください。
※本人確認の方法が「照会書」による場合は、即日変更はできません。

確認方法	1 免許証、個人番号カード	
	2 保証書	
	3 照会書	期限 年 月 日
	4 その他	

確認	年 月 日			
カード番号				
受付		作成		照合

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

京都府亀岡市長

つつじカードにかかる照会書

本日、あなたのつつじカード暗証番号変更の申請がありましたので照会します。
あなたの申請に相違なければ、下記の回答書にあなたご自身が署名押印のうえ、
[]までに、この書面及び申請時の印鑑と本人を確認できる書類を持って、
市民課にお越しください。回答書と引き換えにつつじカードの暗証番号変更をします。

- [注意事項]
 (1) この回答書を持参することができないときは、下記の代理権授与通知書に必要事項を記入し、本人を確認できる書類とともに代理人に持参させてください。この場合、代理人の本人を確認できる書類と印鑑も必要になります。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は代理人になれません。
 (2) 回答書は必ず持参してください。郵送された場合は受け付けできません。
 (3) 期限内に回答がないときは、申請がなかったものとしますのでご注意ください。

つつじカードにかかる回答書

(宛先) 亀岡市長 年 月 日

つつじカード暗証番号変更の申請は、私の意思に基づく申請に相違ありません。

住所 _____
氏名 _____

[注意事項]
回答書の押印は、必ず申請時の印鑑をお使いください。

代理権授与通知書

(宛先) 亀岡市長 年 月 日

申請者の住所 _____
氏名 _____

私は、下記の者を代理人として、つつじカードにかかる回答書の提出並びにつつじカードの暗証番号変更について、権限を委任しましたのでお届けします。

申請者の住所 _____
氏名 _____

※ 本人を確認できる書類の例：健康保険証・年金手帳・年金証書・免許証・個人番号カード 等

第4号様式（第5条関係）

つつじカード 暗証番号申請者
登録廃止申請者 の保証書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

別添申請書の申請者は、下記の本人に相違ないことを保証します。

住 所	亀岡市	性 別	男 ・ 女
氏 名		生 年 月 日	年 月 日

保 証 人	住 所	亀岡市	登録された印鑑	
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日	印鑑登録証番号	

[注意事項]

※保証人は亀岡市に印鑑の登録をしている人でなければなりません。

※保証人の「登録された印鑑」の欄は、必ずはっきりと押印してください。

第5号様式（第6条関係）

つつじカード登録廃止申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

次のとおりつつじカードの登録の廃止を申請します。

本 人	住 所	亀岡市	
	氏 名		性 別
	生年月日	年 月 日	男 ・ 女

廃 止 の 理 由	1 紛失 2 盗難 3 不要 4 毀損 5 その他
該当する理由を○でかこんでください	

代 理 人	住所	
	氏名	

[注意事項]

※代理人による場合は代理権授与通知書（委任状）を添付してください。

※「つつじカード」を添えて申請してください。

確 認 方 法	1 免許証、個人番号カード
	2 保証書
	3 照会書 期限 年 月 日
	4 その他

確 認	年 月 日
カ ー ド 番 号	
受 付	消 除 照 合

第6号様式（第6条関係）

代理権授与通知書（委任状）

（宛先）亀岡市長

代理人	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
委任する事項	つつじカード登録廃止申請			
委任理由	病気・その他（ ）			

上記の者を代理人として、所定の申請権限を委任しましたので通知します。

年 月 日

本人	住所			
	氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日

別記第7号様式を削る。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第113号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年5月9日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1904-31049

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年5月9日

「揭示済」

亀岡市告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画用途地域を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成28年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種 類

用途地域

2 位 置

亀岡市篠町篠洗川、向谷、下長尾、芦原及び王子西長尾、中矢田町才ノ溝、大井町並河前脇、並びに千代川町湯井筋の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画特別用途地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成28年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種 類

特別用途地区

2 名 称

特定大規模小売店舗制限地区

3 位 置

亀岡市篠町篠洗川、向谷、下長尾の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画土地地区画整理事業を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成28年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種 類

土地地区画整理事業

2 名 称

大井町南部土地地区画整理事業

3 位 置

亀岡市大井町並河堂又の全部、並河前脇、熊田、亀ヶ渕、深町、観並、二丁目及び三丁目、南金岐重見及び好実根並びに葎田野町太田古実根及び草田の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により南丹都市計画地区計画を決定した。

当該都市計画の図書を同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成28年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種 類

地区計画

2 名 称

篠町篠向谷地区地区計画

3 位 置

亀岡市篠町篠洗川、向谷、下長尾の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により南丹都市計画地区計画を決定した。

当該都市計画の図書を同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成28年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種類

地区計画

2 名称

中矢田町才ノ溝地区地区計画

3 位置

亀岡市中矢田町才ノ溝、馬場ノ溝並びに
上矢田町下垣内の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第
21条第2項において準用する同法第19条第
1項の規定により南丹都市計画地区計画を変更
した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項に
おいて準用する同法第20条第2項の規定によ
り公衆の縦覧に供する。

平成28年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種類

地区計画

2 名称

篠町篠牧田地区地区計画

3 位置

亀岡市篠町夕日ヶ丘三丁目並びに篠牧田
の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第120号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年5月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成27年度 随1期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成28年2月・3月分 市府民税（特別徴収）	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 荒木 行包

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町西佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 藤野 照雄

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 茂

2 変更年月日

平成28年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町万願寺区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 釜本 俊男

2 変更年月日

平成28年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「旅籠町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 横山 由數

2 変更年月日

平成28年4月24日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町並河区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 川勝 幾雄

2 変更年月日

平成28年5月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第127号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年5月17日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0113-15023

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成28年4月1日
- 3 無効になる日
 平成28年5月17日

「揭示済」

亀岡市告示第128号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成28年5月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

省 略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第129号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年5月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由
 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
 J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
 J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
 J R 並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
 平成28年5月19日（木）
 午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 9台
- 5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町湯の花平区」

- 1 変更があった事項及び内容
 - 代表者の住所及び氏名
 - 住所 省略
 - 氏名 田中 實

- 2 変更年月日
平成28年4月23日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町南條区」

- 1 変更があった事項及び内容
 - 代表者の住所及び氏名
 - 住所 省略
 - 氏名 陸嶋 健
- 2 変更年月日
平成28年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「馬路町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 矢田 順一

2 変更年月日

平成28年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山田 猛

2 変更年月日

平成28年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町下ノ谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 鈴木 悟

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年5月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「見立北区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 獅子 雄造

2 変更年月日

平成28年5月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第136号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第137号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1907-32078

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年5月25日

「揭示済」

亀岡市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成28年6月6日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成28年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第139号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1901-73010

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年5月30日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第22号

京都府から南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成28年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種 類

南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市公告第23号

京都府から南丹都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成28年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種類

南丹都市計画区域区分

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市公告第24号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成28年5月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

平成28年5月26日以後、常時備え置くこととする。

2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第25号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成28年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成28年5月30日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

塚本政雄
竹内光雄
櫻井邦男
長澤康浩
林四朗
法貴良好
大西章弘
大石慶明
中村俊孝
山内安
山下昇
野田幸秀
飯田耕市郎
松本行雄
中澤基行
市原靖夫
廣瀬義直
茨木國夫
塚田勇
牧野吉明
亀井義一
串崎哲史
山本眞之介

(各 通)

亀岡市自治委員に委嘱します

平成28年5月1日

深町 加津枝

亀岡市景観審議会委員に委嘱します

平成28年5月11日

西崎 豊

亀岡市行政改革推進委員の委嘱を解きます

平成28年5月18日

松本行雄

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員の委嘱
を解きます

平成28年5月31日

教育委員会欄

規則

亀岡市学校規模適正化検討会議規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年5月13日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第5号

亀岡市学校規模適正化検討会議規則を廃止する規則

亀岡市学校規模適正化検討会議規則（平成26年亀岡市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市新資料館構想策定委員会設置要綱（平成26年亀岡市教育委員会告示第1号）は、廃止する。

平成28年5月13日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

平成28年6月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成28年5月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成28年6月3日から
同月7日

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第1号

第60回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成28年5月26日

亀岡市農業委員会
会長 田中義雄

記

- 1 日時 平成28年5月30日（月）
午後1時30分から
- 2 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 別館3階 会議室
- 3 議題 (1) 平成27年度亀岡市農業委員会事業報告
(2) 平成28年度亀岡市農業委員会事業計画
(案)

「揭示済」